

防衛省訓令第73号

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令を次のように定める。

平成28年12月28日

防衛大臣 稲田 朋美

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント  
の防止等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省の職員（一般職に属する職員を含む。以下「職員」という。）の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止のための措置及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント  
職場における次に掲げるものをいう。

ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により  
当該職員の勤務環境が害されること。

(ア) 妊娠したこと。

(イ) 出産したこと。

(ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務する  
ことができないこと若しくはできなかつたこと  
又は能率が低下したこと。

イ 特別職に属する職員に対する次に掲げる妊娠又は  
出産に関する制度又は措置の利用に関する言動  
により当該職員の勤務環境が害されること。

(ア) 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する  
訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号。以下  
このイ、エ及びカにおいて「事務官等訓令」と  
いう。）第3条の2第2項（第2号に掲げる場  
合に限る。）の規定により超過勤務をさせない  
こと。

(イ) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下このイ、エ及びカにおいて「施行規則」という。）第49条第1項第4号、自衛官候補生の勤務時間及び休暇に関する訓令（平成22年防衛省訓令第26号。（ウ）、（カ）及び（キ）において「自衛官候補生訓令」という。）第8条第1項第4号、防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第2号。以下このイ並びにカ（イ）及び（ウ）において「学生訓令」という。）第6条第1項第4号又は事務官等訓令第9条第2項第1号の規定による保健指導又は健康診査を受けるための休暇

(ウ) 施行規則第49条第1項第4号の2、自衛官候補生訓令第8条第1項第5号又は事務官等訓令第9条第1項第8号の規定による休息又は補食するための休暇

(エ) 施行規則第49条第1項第5号又は事務官等

訓令第9条第2項第2号の規定による通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の休暇

(オ) 施行規則第49条第1項第6号、自衛官候補生訓令第8条第1項第6号、学生訓令第6条第1項第5号又は事務官等訓令第9条第2項第3号の規定による6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合の休暇

(カ) 施行規則第49条第1項第7号、自衛官候補生訓令第8条第1項第7号、学生訓令第6条第1項第6号又は事務官等訓令第9条第2項第4号の規定による出産した場合の休暇

(キ) 施行規則第49条第1項第8号、学生訓令第6条第1項第7号又は事務官等訓令第9条第2項第5号の規定による保育のために必要と認められる授乳等を行う場合の休暇

(ク) 施行規則第49条第1項第9号の規定による

妻の出産に伴う休暇

(ケ) 事務官等訓令第9条第2項第11号の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための休暇

(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、防衛大臣の定める妊娠又は出産に関する制度又は措置

ウ 一般職に属する職員に対する人事院規則10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）（以下この条、第5条及び第7条第2項において「規則10—15」という。）第2条第2号に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

エ 特別職に属する職員に対する次に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

(ア) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において

準用する同法第3条第1項に規定する育児休業

(イ) 国家公務員の育児休業等に関する法律第27

条第1項において準用する同法第12条第1項

に規定する育児短時間勤務

(ウ) 国家公務員の育児休業等に関する法律第27

条第1項において準用する同法第26条第1項

に規定する育児時間

(エ) 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭

和37年防衛庁訓令第65号。（オ）並びにカ（ア）及

び（エ）において「自衛官訓令」という。）第9条

第6項第1号に掲げる自衛官（子の養育をする

自衛官に限る。）若しくは同項第2号アに掲げ

る自衛官であって、同項本文の規定により休養

日を設け、及び日課を定めること又は施行規則

第44条第6項の規定により休養日を設け、及

び勤務時間を割り振ること。

(オ) 自衛官訓令第9条第1項（第1号又は第2号

に掲げる場合に限る。）の規定により早出遅出

勤務による特別の日課を定めること又は事務官等訓令第2条第6項（第1号又は第2号に掲げる場合に限る。）の規定により早出遅出勤務をさせること。

(カ) 事務官等訓令第3条の2第2項（第1号に掲げる場合に限る。）又は第3項（事務官等訓令第2条第6項第1号に掲げる場合に限る。）の規定により超過勤務をさせないこと。

(キ) 施行規則第49条第1項第9号の2の規定による子の養育のための休暇

(ク) 施行規則第49条第1項第9号の3又は事務官等訓令第9条第2項第6号の規定による子の看護のための休暇

(ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、防衛大臣の定める育児に関する制度又は措置

オ 一般職に属する職員に対する規則10-15第2条第3号に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害

されること。

カ 特別職に属する職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

(7) 自衛官訓令第9条第6項第1号に掲げる自衛官（同号に規定する配偶者等の介護をする自衛官に限る。）若しくは同項第2号イに掲げる自衛官であって、同項本文の規定により休養日を設定、及び日課を定めること又は施行規則第44条第6項の規定により休養日を設定、及び勤務時間を割り振ること。

(4) 施行規則第49条の2第1項、学生訓令第6条の2第1項若しくは陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇に関する訓令（平成21年陸上自衛隊訓令第33号。(ウ)において「生徒訓令」という。）第9条第1項に規定する介護休暇又は事務官等訓令第9条第2項第8号の規定による要介護者の介護をするための休暇

- (ウ) 施行規則第49条の2の2第1項、学生訓令第6条の3第1項若しくは生徒訓令第9条の2第1項に規定する介護時間又は事務官等訓令第9条第2項第9号の規定による要介護者の介護をするための休暇
- (エ) 自衛官訓令第9条第1項（第3号に掲げる場合に限る。）の規定により早出遅出勤務による特別の日課を定めること又は事務官等訓令第2条第6項（第3号に掲げる場合に限る。）の規定により早出遅出勤務をさせること。
- (オ) 事務官等訓令第3条の2第2項（第3号に掲げる場合に限る。）又は第3項（事務官等訓令第2条第6項第3号に掲げる場合に限る。）の規定により超過勤務をさせないこと。
- (カ) 施行規則第49条第1項第9号の4又は事務官等訓令第9条第2項第7号の規定による要介護者の世話をを行うための休暇
- (キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、防衛大臣

の定める介護に関する制度又は措置

キ 一般職に属する職員に対する規則 10—15 第 2 条第 4 号に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

(2) 官房長等 官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官をいう。

(官房長等の責務)

第 3 条 官房長等は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の対応においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る

調査等への協力その他妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、次条の指針の定めるところに従い、自らの言動により、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないように注意しなければならない。

2 職員を監督する地位にある者は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等により妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に努めるとともに、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(職員に対する指針)

第5条 官房長等は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために職員が認識すべ

き事項及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合において職員に望まれる事項について、特別職に属する職員に対しては防衛大臣が定める指針を、一般職に属する職員に対しては規則10—15第6条の規定により人事院が定める指針を、それぞれ周知徹底しなければならない。

(教育等)

第6条 官房長等は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の対応（次項において「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等」という。）を図るため、職員に対し、必要な教育、研修等を実施しなければならない。

2 官房長等は、新たに職員となった者に対し、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに職員を監督する地位にある者となったものに対し、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に

関しその求められる役割について理解させるために、  
教育を実施するものとする。

(苦情相談への対応)

第7条 官房長等は、防衛大臣の定めるところにより、  
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関  
する苦情の申出及び相談（以下この条において「苦情  
相談」という。）が職員からなされた場合に対応する  
ため、苦情相談を受ける職員（以下この条において「  
相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受  
ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しな  
ければならない。この場合において、官房長等は、苦  
情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとし  
る。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及  
び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、  
当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものと  
する。この場合において、相談員は、特別職に属する  
職員に対しては防衛大臣が苦情相談への対応について

定める指針に、一般職に属する職員に対しては規則 10—15 第 8 条第 2 項の規定により人事院が定める指針に、それぞれ十分留意しなければならない。

- 3 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、防衛大臣の指名する者（一般職に属する職員にあっては、防衛大臣の指名する者及び人事院）に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、防衛大臣の指名する者は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して指導、助言及び必要なあっせん等を行うものとする。

（委任規定）

第 8 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、官房長等が定める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。